

令和5年度第2回宮城県障害者施策推進協議会議事録

1 日時

令和5年8月31日（木）午後2時から午後3時15分まで

2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台 ホール2

3 出席者

(1) 委員

別添「委員名簿」のとおり（17名出席）

(2) 事務局

保健福祉部	志賀部長
教育庁特別支援教育課	吉田総括課長補佐
経済商工観光部雇用対策課	中野雇用推進専門監
保健福祉部障害福祉課	日下参事兼課長、 松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐
企画推進班	高山主幹（班長）、森主任主査、首藤主事、 阿部主事
施設支援班	瀬川課長補佐（班長）
運営指導班	錦織課長補佐（班長）
保健福祉部精神保健推進室	村上室長、八巻技術副参事兼総括室長補佐
精神保健推進班	菅原技術補佐（班長）
発達障害・療育支援班	大内室長補佐（班長）

4 議事録

(1) 開会

（事務局・松本総括課長補佐）

- それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度第2回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の松本です。よろしくお願いいたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部長の志賀より、挨拶を申し上げます。

(事務局・志賀保健福祉部長)

- 宮城県保健福祉部長の志賀でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
- さて、本日は、お手元の次第にありますとおり、報告事項として、「宮城県障害福祉計画の進捗状況（令和4年度）」について御報告させていただきます。
- 続きまして、本日の議題として「宮城県障害福祉計画の策定」や「宮城県障害福祉計画の成果目標設定方針」について御議論いただくこととしております。
- 障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画である「宮城県障害福祉計画」は、現行計画が今年度末で終期を迎えることから、今年度中に次期計画を策定する予定としております。
- 策定に当たっては、この障害者施策推進協議会や障害者自立支援協議会で御意見を頂戴しながら進めていきたいと考えておりますので、御出席の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見を願いたいしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・松本総括課長補佐)

- 志賀部長ですが、公務によりここで退席させていただきます。
- 本日は、委員の方々の半数以上の御出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしくをお願いいたします。

(2) 報告

(阿部会長)

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めて御礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、まず報告事項として1点、「令和4年度の宮城県障害福祉計画の進捗状況」について報告いただくこととなっております。
- その後、議事として2点、「宮城県障害福祉計画の改定」に向け、「宮城県障害福祉計画の策定」及び「宮城県障害福祉計画の成果目標設定方針」について審議することとなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思いますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- それでは、次第の「2 報告」の「宮城県障害福祉計画の進捗状況（令和4年度）」について、事務局から説明をお願いします。

①事務局説明

（事務局・日下参事兼課長）

- 障害福祉課長の日下でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- それでは、報告事項として、宮城県障害福祉計画の進捗状況（令和4年度）について、御説明させていただきます。
- A4横の資料1-1「宮城県障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）の進捗状況（令和4年度）概要版」を御覧ください。
- なお、資料1-1は概要版となっており、全体版を資料1-2として配布しております。
- 第6期宮城県障害福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間としており、今回は、令和4年度末時点の進捗状況について御報告いたします。
- 説明は、資料1-1「概要版」を使用し、御説明させていただきます。
- はじめに、「成果目標の達成状況」について御説明させていただきます。
- まず、福祉施設の入所者の地域生活への移行については、令和2年度から令和5年度末までの地域生活移行者数を113名にするという目標に対し、令和2年度から4年度までの合計で52人となっております。
- 達成率が46.0%と低い状況となっておりますが、入所されている方々の障害重度化や高齢化により、地域移行が進んでいないと考えております。
- 次に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのうち、長期入院患者数の実績については、全体で2,627人、65歳以上が1,786人、65歳未満が841人と令和3年度から減少傾向にあります。引き続き、地域生活への移行の推進に取り組んでまいります。
- なお、6期計画から新設された精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数や、入院後3か月、6か月、1年時点の退院率については、厚生労働省の全国調査である精神保健福祉資料が公表されていないことから、実績は未公表とさせていただきました。
- 次に、地域生活支援拠点等が有する機能の充実のうち、地域生活支援拠点等の整備については、4圏域・26市町村で整備済みとなっており、整備済みの市町村が1つ増加いたしました。なお、運用状況の検証・検討について、令和3年度は宮城県障害者自立支援協議会で議題として取り上げましたが、令和4年度は実施しておりません。
- 次に、福祉施設から一般就労への移行の実績でございますが、資料に記載のと

おり、令和4年度時点の達成率が90%を超えている項目が多いという状況であります。就労継続支援B型から一般就労への移行については、就労継続支援B型事業所から直接一般就労を目指す事業者が少ないということもあり、45.5%となっておりますが、令和5年度までの目標達成に向けて、引き続き、取組を進めてまいります。

- 次に、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実については、児童発達支援センターは5圏域・19市町村で設置済み、保育所等訪問支援事業所は25市町村で利用可能となっております。また、主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保のうち、児童発達支援事業所は5圏域・16市町村で設置済み、放課後等デイサービス事業所は6圏域・20市町村で設置済みとなっております。
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保については、現時点で体制確保には至っていませんが、令和4年度に立ち上げた検討会での協議を進め、今年度末までの体制確保を目指しております。
- 次に、医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置のうち、協議の場の設置については、24市町村、4圏域で設置されており、県の協議の場につきましても設置済みとなっております。
- また、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、19市町村で配置されており、圏域ごとのコーディネーターを配置している圏域はございません。県のコーディネーターは、令和4年度に開所しました「宮城県医療的ケア児等相談支援センター・ちるふぁ」に配置しております。
- 次に、相談支援体制の充実・強化については、基幹相談支援センターを設置している市町村を想定しておりますが、29市町村で体制確保済みとなっております。
- なお、資料1-1「概要版」への記載はありませんが、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組という項目の成果目標は「令和5年度末までに県及び各市町村で体制確保」となっており、具体の数値目標はございませんが、ご参考までに、県が実施した指導監査結果を関係市町村と共有した回数はゼロ回、県が実施した障害福祉サービス等に係る各種研修に参加した市町村職員は126人となっております。
- 続いて、「障害福祉サービス等の利用者数」について御説明させていただきます。
- 資料1-1「概要版」の裏面をご覧ください。
- 最も利用者が多いのは就労継続支援B型の6,337人であり、生活介護の4,881人、放課後等デイサービスの4,458人と続きます。資料1-2「全体版」の19ページ以降でサービスごとの詳細をお示ししておりますが、令和3

年度よりも利用者が増えているサービスが多くなっております。

- 令和3年度から計画期間が開始した第6期計画も、今年度末に終期を迎えます。
- 順調に推移している部分と、そうでない部分とを把握し、関係機関とも連携しながら、引き続き、令和5年度末までに目標を達成できるよう、そして、次の第7期計画に切れ目なく移行できるように、各事業に取り組んでまいりたいと考えております。
- この件についての御説明は以上です。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、令和3年度から開始した第6期障害福祉計画が、今年度末に終期を迎え、順調に推移している部分と、そうでない部分とを把握し、関係機関とも連携しながら、引き続き、令和5年度末までに目標を達成出来るように、そして、次の第7期計画に切れ目なく移行できるように、各事業に取り組んでいくとのことでした。
- ただいまの御報告に対して、御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、佐藤（幸）委員お願いいたします。

②質疑応答

(佐藤（幸）委員)

- 宮城障害者職業センターの佐藤と申します。今、御報告いただいた「相談支援体制の充実強化」の「体制確保」について、資料1-2「全体版」を見ると、目標の35市町村に対して、令和4年度の実績が29市町村ということですが、県北や県南など、どの辺りの地域で体制確保に至っていないのか教えていただければと思います。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 未設置の市町村については、今年6月1日時点で5市町となっております。内訳は、岩沼市、登米市、栗原市、色麻町、加美町となっております。

(阿部会長)

- よろしいでしょうか。はい。他にはありませんでしょうか。
- はい、佐藤（由）委員お願いいたします。

(佐藤（由）委員)

- 就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数が非常に少ない一方で、障害福祉サービス等の利用者数を見ると、就労継続支援B型事業所のサービス利用者が非常に多い状況について、その要因を教えていただければと思います。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 就労継続支援B型事業所から一般就労への移行が少ないという御質問だったかと思えます。明確にその理由を分析出来ている状況ではありませんが、おそらくこうではないかという推測といたしまして、御説明させていただきます。
- 就労継続支援B型事業所は事業所数が多く、利用者も大勢いらっしゃいます。一方で、障害の状況や就労継続支援B型事業所の運営が目指すところとしても、一般就労への直接移行を目指していない事業所もあれば、また、利用者御本人としても、少しずつステップアップしていきたいという御意向もあるようで、就労継続支援B型事業所から一般就労への直接移行について、人数があまり多くない状況になっております。

(阿部会長)

- よろしいでしょうか。はい。他にはありませんでしょうか。
- 報告事項について、御了承をいただいたということで終了させていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
- 続きまして、次第の「3 議事」に移らせていただきます。それでは、議事(1)「宮城県障害福祉計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。

(3) 議事

①事務局説明

(事務局・日下参事兼課長)

- それでは、議事の(1)「宮城県障害福祉計画の策定」について、御説明させていただきます。
- A3横の資料2「宮城県障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)の概要」を御覧ください。
- 左上の「1計画の概要」にありますとおり、本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、県と市町村が策定しなければならない障害者・障害児福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画です。
- 現行の計画である第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間が今年度で終了するため、来年度以降の次期計画を新たに策定することとしております。なお、本日、現行計画を参考資料1として配布しております。
- 同じく本協議会で御審議いただきながら策定を進めている計画として「みやぎ障害者プラン」がありますが、2つの計画の比較を参考までに整理しております。
- 計画の根拠法や性格、期間等が異なっていますが、策定方法に関しても、みやぎ障害者プランは国の基本計画を基本としながら、県の実情等を踏まえて策定するのに対し、宮城県障害福祉計画は国の基本指針に即しながら、市町村が策定す

る計画との整合性も図り、広域的な見地から策定する必要があります。

- 続きまして、「2 県計画で定める内容」については、国の基本指針で規定されております。表に記載のとおり、項目ごとに「必須項目」「努力項目」「盛り込むことが望ましい項目」と区分されていますが、県としては、基本的にすべての項目を計画に盛り込む予定としております。
- 次に、資料右上の「3 計画策定の進め方」について、次期計画も、従来どおり、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と、児童福祉法に基づく障害児福祉計画とを一体的に策定いたします。
- また、障害者施策推進協議会や障害者自立支援協議会で御意見を頂戴しながら策定を進めていく必要がありますので、以下のプロセスで、本日を含めて3回にわたり、御審議いただきたいと考えております。
- 5月に国の基本指針が改正されたのち、6月には市町村等担当者会議を開催し、改正の概要や今後のスケジュールを共有いたしました。
- 本日の協議会におきましては、この後、主に県計画の成果目標の設定方針について御審議いただく予定です。
- その後、11月の協議会で中間案について御審議いただき、パブリックコメントで広く御意見をいただいた上で、2月の協議会で最終案について御審議いただきまして、今年度中の計画策定を目指しております。
- また、県計画は市町村計画との整合性を図る必要があることから、随時、市町村計画における成果目標等の調査を行い、県計画へ反映させてまいります。
- 今年度は、宮城県障害福祉計画とみやぎ障害者プランの策定が重なるということで、皆様には例年以上に御協力をいただくこととなりますが、引き続き、よろしく願いいたします。
- 続きまして、「4 本日御審議いただきたい内容」について、大きく2点ございます。
- まず(1)として、県計画の計画期間についてです。従来の宮城県障害福祉計画の期間は、国の基本指針により3年間と規定されていましたが、5月の改正により、3年を基本としつつ、県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能とされました。
- ただし、3年よりも長い期間に設定する場合でも、3年ごとに国の基本指針が改正された時点で、制度改正や地域の実情等に応じたサービス見込量の再検討や、新たな成果目標等に即した見直しが必要になります。
- 以上を踏まえまして、基本指針改正のタイミングで計画の見直しを行う必要があることにより、期間延長のメリットが大きいことから、県計画の期間は令和6年度から8年度の3年間に設定したいと考えております。
- 次に、(2)として、県計画の成果目標設定方針についてですが、資料左下の表

に記載されております計画事項の「3 提供体制の確保に係る目標」のうち、成果目標を資料3のとおり設定する方針としておりますので、こちらにつきまして、議事（2）で御議論いただきたいと考えております。

- この件についての説明は以上です。

（阿部会長）

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、現在の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画が今年度で期間満了となり、その改定作業を今年度実施することとしており、本日は、改定に当たって、議事（1）として「県計画の期間設定」を、また、議事（2）として「県計画の成果目標設定方針」が事務局から示され、これについての協議会の意見を聴取したいとのことでした。
- まずは、ただいま事務局から説明のあった、議事（1）「宮城県障害福祉計画の策定」について、御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
（各委員から、質疑なし）
- よろしいでしょうか。それでは、この議事（1）については、特に、資料2で示された「4（1）県計画の期間設定」を3年とするという点を注視しながら、御了承いただいたということにさせていただきたいと思います。
- 次の議事に移ります。議事（2）「宮城県障害福祉計画の成果目標設定方針」について、事務局から説明をお願いします。

②事務局説明

（事務局・日下参事兼課長）

- それでは、議事の（2）「宮城県障害福祉計画の成果目標設定方針」について、御説明させていただきます。
- 本題である県計画の成果目標についてお話しする前に、まずはその基礎となる国の基本指針について御説明させていただきます。
- A4横の資料3-1「『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』改正後 概要」を御覧ください。なお、資料3-1は基本指針の概要版となっており、全文を資料3-2として配布しております。資料3-1「概要版」で御説明させていただきます。
- 基本指針は、県及び市町村が障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するに当たって、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めているもので、厚生労働省及びこども家庭庁が作成しています。
- 県及び市町村は、今年度、この基本指針に則して「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定することになります。
- 資料3-1、2ページ目「3基本指針見直しの主な事項」に、今回の改正による主な見直し内容が掲載されております。項目が多岐にわたるため、今回は個別

の説明は割愛いたしますが、こちらの内容が成果目標の追加や見直しにも影響しております。

- 続いて、資料の3ページ目「4成果目標」に、次期計画における成果目標が記載されております。県及び市町村は、こちらの基本指針に示された内容を基本として、それぞれの計画における目標を設定いたします。
- 赤字で新規と記載されているのが、次期計画から新たに盛り込まれる目標となっております。新規の項目について、御説明させていただきます。
- 「③地域生活支援の充実」では、「強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること」が追加されました。
- また、「④福祉施設から一般就労への移行等」では、「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合」や「各都道府県が地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進すること」が追加されました。
- 次に、「⑤障害児支援の提供体制整備等」では、「各都道府県が医療的ケア児支援センターを設置すること」や「各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置すること」が追加されました。
- 最後に、「⑥相談支援体制の充実・強化等」では、「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うこと」が追加されました。
- この基本指針に応じて、県計画の目標をどのように設定するかにつきましては、後ほど、資料4で御説明いたします。
- 続きまして、資料の4ページ目「5活動指標」には、先ほどの成果目標を達成するために必要な量を見込む活動指標が掲載されております。県計画における活動指標の見込みにつきましては、計画の中間案に落とし込んで、11月の協議会でお示ししたいと考えております。
- ここまで、基本指針の改正について御説明しましたが、続いて、県計画における目標設定について御説明いたします。
- A3横の資料4「宮城県障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）成果目標設定方針」を御覧ください。
- 資料の構成としましては、左から国の基本指針に基づいた項目、次に項目ごとの国が示した基本水準、太枠で囲んでいるところが、県の設定方針、目標値となっております。また、一番右には参考に現行計画の目標と実績を記載しております。
- 県としては、可能な限り国の基本指針に則した目標を設定したいと考えておりますが、目標を設定しない方針であるものや、より高い水準で目標を設定する方針であるものもございますので、それらの項目について御説明させていただきます。

す。

- まずは、目標を設定しない項目ですが、一番初めの項目である「施設入所者の地域生活への移行」に係る「施設入所者の削減」でございます。
- これは、施設入所の待機者数が令和2年度以降600人前後で推移しており、ほぼ横ばい傾向であることなど、地域での生活が困難である方からの入所ニーズが一定数あることから設定するのは困難であると考えており、現行計画に引き続き、設定しない方針としております。
- 次に、基本指針よりも高い目標を設定する項目ですが、まず、資料4の裏面を御覧ください。「障害児支援の提供体制の整備等」に係る4項目目「難聴児支援のための中核的機能構築」につきましては、県が今年度中に中核的機能を構築する予定であることから、次期計画においては、その機能を関係機関との連携体制強化により段階的に整備し、早期療育に向けた取組を進めることを目標として設定する方針です。
- 次に、6項目目「医療的ケア児支援センターの設置」につきましては、令和4年度に「宮城県医療的ケア児等相談支援センター・ちるふぁ」を設置し、コーディネーターを配置していますので、基本指針の目標水準をすでに達成済みの状態です。したがって、次期計画においては、センターの設置やコーディネーターの配置を継続することを目標として設定し、県全体の総合的な医療的ケア児等の支援体制整備を進めていきたいと考えております。
- また、7項目目「医療的ケア児等支援のための協議の場」につきましては、第5期計画から成果目標として掲げられており、設置数が増えてはいるものの目標達成には至っておらず、コーディネーターが未配置の市町村もあるのが現状であることを踏まえ、県と各市町村だけでなく、各圏域への協議の場の設置及びコーディネーターの配置も目標に加える予定です。
- また、「障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場」につきましては、すでに今年度、県と仙台市の共同で協議の場を試行的に運用していることから、次期計画においては、県と仙台市共同での協議の場の設置に加え、個別打合せや定期的な情報共有により、18歳に達した児童全員が大人にふさわしい環境へ移行できるようにすることを目標として設定する方針です。
- なお、こちらの資料に掲載している県計画における目標値はあくまで暫定値であり、今後、市町村計画との整合性を図るために行う調査の結果や、随時行う精査により調整を加える予定としております。
- 本日以降も、中間案・最終案としてまとめた形で御審議いただきたいと考えておりますので、本日は、黒塗りで強調している「設定方針」について、基本指針に準拠するのか、設定しない又はより高い水準とすることで基本指針とは違った形にするのか、という部分について重点的に御意見を頂戴できますと幸いです。

- この件についての説明は以上です。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、障害福祉計画の改定に当たっての基本的な考え方としては、厚生労働省及びこども家庭庁が作成する「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正内容への対応を基本としながらも、県内の状況を踏まえ、基本指針よりも高い目標水準とする目標もあれば、設定が困難であることから、引き続き設定しない目標項目もあるとのことでした。
- 本日は、特に意見が求められている部分としては、資料4「県7期計画」の「設定方針」について、基本指針に準拠するのか、設定しない又はより高い水準とすることで基本指針とは違った形にするのか、であったかと思えます。
- それでは、ただいま事務局から説明のあった、議事(2)「宮城県障害福祉計画の成果目標設定方針」について、御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、森委員お願いいたします。

③質疑応答

(森委員)

- 宮城県障がい者福祉協会の森でございます。資料4-1にある「施設入所者の地域移行への移行」の「施設入所者の削減」について、成果目標を設定しないということに関して、私どもの法人は、入所施設を経営しておりますので、非常に関心を持っております。
- 前回の本協議会で御説明したように、現在、世界的な傾向として、施設ではなく地域でという方向が打ち出されており、また、地域移行のためには、地域生活の充実のために何らかのサービスを充実させる必要がありますが、それが、十分ではないとすると、私は、設定しないということではなく、何か違う表現で、この計画に盛り込められないだろうかと思いました。
- 昨日開催された宮城県障害者自立支援協議会においてもこの項目は話題になっていると伺いました。
- ですので、施設の入所者数はそのままいい、ではなくて、設定しないと言い切ることによっての不都合や不具合が出てくることが予想されますので、地域生活支援の充実のためには、設定しないと言い切ることに大変違和感を覚えます。以上です。

(阿部会長)

- 御意見ということでしたが、事務局の方で今日の時点で何か御回答いただけることあればお願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- まず、指標の確認になりますが、入所者の地域生活移行について、移行者数については、これまで通り目標を設定していく考えでございます。実績があまり上がっていないと報告事項で御説明いたしました。移行者数については、目標値を設定する予定でございます。
- 設定しないのは、施設入所者の削減についてでございます。森委員が仰ったように、昨日開催した宮城県障害者自立支援協議会においても事務局からの説明に対し、高齢の保護者が将来を心配して入所の申請をしている状況など待機している方の事情を考えると、待機者が多いのは、地域での福祉サービスが充実していないことの裏返しなのではないか、という理由から、目標値を設定しなくてよいのか、という御意見を頂戴しております。
- 頂戴した御意見に対し、事務局からは2点御説明いたしました。1点目は、資料4の中ほど、地域生活支援の充実という項目がございますが、こういった項目において、地域でのサービス支援を充実させていくということを御説明いたしました。
- 2点目は、計画を策定していくに当たって、目標設定の理由を記載いたします。設定しない場合でも、その考え方について記載いたしますので、そういった文章の中におきまして、この施設入所者の削減についてと、地域のサービスを充実させることの関連性などについて記載したものをお示ししたいということを御説明いたしました。

(森委員)

- 前回の本協議会でも御説明いたしました。私ども障害者団体は、国際的な動きに沿って動いております。そうしますと、施設入所者の削減ということで、明確に何パーセントと示されれば良いのですが、他方で、待機者が何百人もいるということは私どもも承知しております。
- ただ、理想はそうなので、示すことによってまた見えてくるものが違うのかなと思いますし、待機者が何百人もいるその実態は何なのかを考えた時に、設定しないという言い切り方よりも何かもっと違う言い方はないかと思っております。
- 施設入所者の削減という目標を設定しない、そういうことではないのではないかと考えております。

(阿部会長)

- 事務局からも御説明ありましたが、重ねて、森委員から御意見があったということ踏まえまして、中間案をお示しいただければと思います。他にはいかがでしょうか。
- はい、磯谷委員お願いいたします。

(磯谷委員)

- 精神障害者家族会の磯谷でございます。今、お示しいただいた資料3-1の2ページ目に「3. 基本指針見直しの主な事項」というのがございます。この⑧に、「地域共生社会の実現に向けた取組」とあり、「社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設」とございます。
- 抽象的な話になり申し訳ありませんが、例えば、精神障害者が地域生活をする場合に必要なものとしては、専門の支援、つまり、医療や福祉、病院であるとか、行政の方々の支援が必要になりますが、共生社会と言った場合には、単にそういう専門の支援を受けるという関係だけではなくて、街の中で普通に暮らしていく、普段の買い物や散髪をしてもらう理髪店など、そういう地域との関係が重要になります。つまり、専門員ばかりではなくて、自分が暮らす街の人たちが普通に精神障害者に接してくださるということで、共生社会というのは実現すると考えております。
- 宮城県が、宮城県立精神医療センターを名取市から富谷市に移転するという話が出ておりますが、そこで心配なのは、宮城県立精神医療センターが富谷市に移転することで、名取の地域で、長い時間をかけて築いた街の人達と精神障害者の関係性が断ち切られてしまうのではないかと、という不安を、私たち精神障害者家族会は抱いております。
- それで、それに代わるもの、あるいはそれを補うものとして、富谷の地域に対して、例えば、啓蒙活動するとか、何か精神障害者についての理解促進が図られるような行政としての工夫をしていただけるとありがたいなと思います。今のままではあまりに拙速なお話だという意見でございます。以上です。

(阿部会長)

- 御意見ということでしたが、事務局の方で何か御対応いただけるようなことがあればお願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 本日、お示ししている宮城県障害福祉計画の成果目標としては、共生社会の推進についての記載はございませんが、現在、県の事業として共生社会の推進についての事業を実施しているところでございます。
- ただいま、御意見にあったような、移転を富谷市に限って検討しているわけではございませんが、障害について、県全体に対して広く知っていただくための取り組みというのは、今後も継続して参りたいと考えております。

(事務局・村上室長)

- 精神保健推進室の村上でございます。宮城県障害福祉計画における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の取り組みの中で、成果目標とは異なりますが、地域住民に対する普及啓発について、取り組んで参りたいと考えて

おります。

(磯谷委員)

- ありがとうございます。抽象的な共生社会の実現ということではなくて、一人の精神障害者にとっては、普通の生活、例えば、どこにパンを買いに行か、どの床屋さんで散髪をしてもらうかなど、そういう実際に生活をする生活圏というものが、実感的な共生社会ということでございます。
- ですから、地域住民に対してとか一般的な話ではなくて、今まで名取の地域で得られていた安心した関係性というものが、富谷の地域ではどのように補填されるのだろうという心配でございます。よろしくお願いいたします。

(阿部会長)

- 具体的な不安、懸念について、御指摘いただきましたので、その点を踏まえて、御対応の御検討をお願いいたします。他にはいかがでしょうか。
- はい、志村委員お願いいたします。

(志村委員)

- 資料4の太線囲みの箇所には書いていないところになりますが、今の磯谷委員の仰ることはもともと、かなり穏やかに発言されていたかなと思いますが、本当に名取の地域で専門家も含めて何十年と培ってきた、様々な人と人との関係についてすぐすぐ補填するというのはとても難しいことだと思いますので、移転については、是非、充分に考えていただければと思っております。
- 疑問というか、お願いと言いますか、国の指針のところ、資料3-2の別表第一のところから具体的な数値目標を定めているものと思われませんが、先ほど佐藤（由）委員からもB型事業所の数値目標がなかなか達成されないのはなぜかというような御質問がありましたが、そもそもB型事業所を利用している人たちの多くが、いわゆる移行支援から外れてというか、その期間を終了して、一般就労が出来ないがゆえに、B型事業所に移行しているという人たちがほとんどで、重度化や高齢化というのも勿論あると思うのですが、この数値目標を決めるにあたっての国の資料の別表のところでは、利用者のニーズを把握した上で、という記載があり、どの項目にも同じ文面で書いてありますが、B型事業所の数値目標を設定する際に、B型事業所を利用している人たちのうち、どのぐらいの人たちが一般就労を望んでいるのか、というそもそものニーズを把握しておかないと、この数値目標と実態がすごくかけ離れていくのではないかと感じております。
- 現に、B型事業所を利用することが、やはり自分にとっては一番安定していると言う声も利用者の人たちからよく聞きますし、その事業所にいられるだけでもいいんだ、なんていう一般就労を諦めていると言いますか、一般就労出来なかった挫折体験を踏まえて、B型事業所を利用している人たちもいっしょに、ここからもう一回チャレンジしたいと思って頑張っている人たちもいるし、色々な

人たちがいる中で、そのB型事業所の利用者のニーズというものをどのように把握していくのか、ということが、やはり数値目標を設定する上では必要ではないかと思いました。以上です。

(阿部会長)

- 御意見と御質問でした。事務局から御対応をお願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 御意見のあった一般就労への移行につきましては、資料3-2の22ページの一番下の部分から、数値の設定に関する国の指針が記載されております。
- 実際の指標の数値については、23ページになりますが、「令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする」と記載されております。もちろん、「各地域における実情等を踏まえつつ」という文言がございます。
- 本日お示しした設定方針においては、基本的に国の指針に記載されている数値をそのまま活用し、目標値を設定している状況となっております。
- ただし、今後、市町村の計画との整合性を図る必要がありますので、市町村の計画の数値なども踏まえ、この箇所については、修正する可能性があると思っております。
- 次に、一般就労移行におけるB型事業所を利用されている方たちのニーズに関する御意見についてですが、やはり、B型事業所などで話を伺うと、必ずしも一般就労への移行を目指しているということではなく、生き生きと日中の生活を送るとか、そういったところを目指している利用者や保護者の方もいらっしゃるということを伺っております。
- その辺の反映というものが、この国の指針を踏まえると非常に難しくなっており、本日の案としては、国の指針に沿った形でお示しさせていただきましたが、B型事業所を利用されている方のニーズにつきましては、どのような書き方が出来るのか、研究させていただきたいと思っております。

(志村委員)

- ありがとうございます。大学でも、就職率の数値を出す際に、卒業生に対する就職率と就職を希望する学生数に対する率というので、カッコつきの率が出ることもあるので、是非、何かお願いしたいと思っております。

(阿部会長)

- 事務局よろしくをお願いいたします。他にいかがでしょうか。
- よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、議事(2)の議題につきましては、障害者施策推進協議会として了承したいと思っております。
- では、次第にありますように。これで本日の報告事項1件と議事2件の一切が終了となります。皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(4) その他

(事務局・松本総括課長補佐)

- 阿部会長、議事進行ありがとうございました。
- 次第「4 その他」に移ります。皆様から何か御案内、御連絡等ございませんでしょうか。
- 森委員、お願いいたします。

(森委員)

- 資料2の「3 計画策定の進め方」について、ここに施策協ともう一つ自立協という記載があります。すでに、昨日会議が開催されたようですが、この自立協でどんな議論がされたのか、結論はまだ出ていないにしても、資料2の「本日」の箇所には第2回施策協と第2回自立協と書いてあり、今後、第3回、第4回と続くようですので、その辺の情報について、何か提示していただければと思います。いかがでしょうか。

(事務局・日下参事兼課長)

- 同じ議事内容について、2つの協議会で御意見を頂戴しており、今回は一日違いの開催で、スケジュール的になかなか難しいところがありますが、先に開催した協議会で頂戴した御意見の概要などをお示しした上で御議論いただけるよう、当日、概要だけの御説明を行うとか、事前にメモをお送りさせていただくとか、開催日程によっても変わってきますが、対応について事務局で検討させていただきたいと思います。

(事務局・松本総括課長補佐)

- 森委員、よろしいでしょうか。他に、御質問、御意見等ございませんでしょうか。
- 佐藤（由）委員、お願いいたします。

(佐藤（由）委員)

- 資料1-2の46ページ「6 障害を理由とする差別の解消の推進」のところで、「No55」と「No56」の相談体制の整備にある、相談・通報の件数が、令和3年78件、令和4年86件とあって、助言・あっせんの申立ては、どちらもゼロだったということですが、その内訳について、差別の問題なのか、不満の問題なのか、あるいは合理的配慮の問題なのか、判断は結構難しいかと思いますが、助言・あっせんの申立てに至っていないというのは、それほど深刻なものはなかったと理解してよろしいのかどうか、分かれば教えてください。

(事務局・日下参事兼課長)

- 今、手元に詳細な資料がないので、個別にどういった相談があったのかということはお答え出来ませんが、全体で申し上げますと、差別に関する相談も一定の割合がございます。

- ただ、それについても、助言・あっせんの申立てに進むことなく、御相談をいただいで、対応するところで終了しているという状況でございます。

(佐藤(由)委員)

- 差別に係る相談で解決した事例などもあれば、情報共有していただければと思います。

(事務局・日下参事兼課長)

- 差別等の相談事例につきまして、昨年度、本協議会において御報告させていただいておりますが、今年度は、2月の本協議会において情報共有させて頂ければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局・松本総括課長補佐)

- 佐藤(由)委員、よろしいでしょうか。他に、御質問、御意見等ございませんでしょうか。
- 小澤委員、お願いいたします。

(小澤委員)

- 特別支援学校長会の小澤でございます。本日の御説明は、宮城県障害福祉計画の改定について、前回の本協議会ではみやぎ障害者プランの改定について御説明いただきましたが、今後、これらの計画の策定を進めていくに当たり、両者の関係性についてお伺いいたします。
- 前回の本協議会においては、みやぎ障害者プランの素案について、気付いたことなどをお話させていただき、事務局からは、検討します、というようなお話もいただきました。
- そういった検討内容について、今後、どこで御説明をいただいで、どのように修正がなされていくのかということと、宮城県障害福祉計画とみやぎ障害者プランの兼ね合いが、少し理解出来なかつたので、両者の関係性について御説明をお願い出来ればと思います。

(事務局・日下参事兼課長)

- 再度、資料2を御覧いただければと思います。まず、宮城県障害福祉計画とみやぎ障害者プランの関係性について御説明いたします。
- 前回の本協議会で御意見を頂戴したみやぎ障害者プランにつきましては、宮城県が今後、障害福祉に関してどのような支援に取り組んでいくのかという施策集になります。
- 本日、御意見を頂戴した宮城県障害福祉計画につきましては、みやぎ障害者プランとは異なり、目標集のようなものになっております。その点が、両者の内容の違いと御理解いただければと思います。
- 次に、今後の両計画における策定プロセスにつきましては、次回11月に開催する本協議会において、両計画の中間案について御意見を頂戴する予定でございます。

ます。

- その後、2月に開催する本協議会において、両計画の最終案について御意見を頂戴する予定としており、両計画ともに同じスケジュールで策定を進め、今年度中に2つの計画を策定する予定となっております。
- 前回の本協議会において、みやぎ障害者プランの改定に関する素案に対して頂戴した御意見等については、次回の本協議会の際に、御意見等を反映したものを中間案としてお示したいと考えております。

(事務局・松本総括課長補佐)

- 小澤委員、よろしいでしょうか。他に、御質問、御意見等ございませんでしょうか。
- それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。